

会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第51号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>第31条の2 法第243条の2の5第1項の知事が定める歳入等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号及び第7号に掲げる歳入に係る遅延損害金</p> <p>(直接払)</p>	<p>第31条の2 法第243条の2の5第1項の知事が定める歳入等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号及び前号に掲げる歳入に係る遅延損害金</p> <p><u>(9) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認めるもの</u></p> <p>(直接払)</p>																								
<p>第60条 [略]</p> <p>2 会計管理者等は、出納局長が別に定める納入に関する書類に添えて現金の払込みを要するものについては、指定金融機関をして払い込ませることができる。この場合において、会計管理者等は、当該経費に係る支払証票に当該納入に関する書類を添えて、これを指定金融機関に<u>交付し、支出票に指定金融機関の受領印を徴するものとする。</u></p> <p>3 会計管理者等は、第39条第2項各号に掲げる控除額のうち次の各号に掲げる控除額については、指定金融機関をして払い込ませることができる。この場合において、会計管理者等は、当該経費に係る支払証票に当該各号に定める書類を添えて、これを指定金融機関に<u>交付し、支出票に指定金融機関の受領印を徴するものとする。</u></p> <p>(1)～(8) [略]</p>	<p>第60条 [略]</p> <p>2 会計管理者等は、出納局長が別に定める納入に関する書類に添えて現金の払込みを要するものについては、指定金融機関をして払い込ませることができる。この場合において、会計管理者等は、当該経費に係る支払証票に当該納入に関する書類を添えて、これを指定金融機関に<u>交付するものとする。</u></p> <p>3 会計管理者等は、第39条第2項各号に掲げる控除額のうち次の各号に掲げる控除額については、指定金融機関をして払い込ませることができる。この場合において、会計管理者等は、当該経費に係る支払証票に当該各号に定める書類を添えて、これを指定金融機関に<u>交付するものとする。</u></p> <p>(1)～(8) [略]</p>																								
<p>4 [略]</p> <p>(随意契約によることができる額)</p>	<p>4 [略]</p> <p>(随意契約によることができる額)</p>																								
<p>第106条 政令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表の右欄に定める額とする。</p>	<p>第106条 政令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表の右欄に定める額とする。</p>																								
<table border="1"><tbody><tr><td>1 工事又は製造の請負</td><td>250万円</td></tr><tr><td>2 財産の買入れ</td><td>160万円</td></tr><tr><td>3 物件の借入れ</td><td>80万円</td></tr><tr><td>4 財産の売払い</td><td>50万円</td></tr><tr><td>5 物件の貸付け</td><td>30万円</td></tr><tr><td>6 前各号に掲げるもの以外のもの</td><td>100万円</td></tr></tbody></table>	1 工事又は製造の請負	250万円	2 財産の買入れ	160万円	3 物件の借入れ	80万円	4 財産の売払い	50万円	5 物件の貸付け	30万円	6 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円	<table border="1"><tbody><tr><td>1 工事又は製造の請負</td><td>400万円</td></tr><tr><td>2 財産の買入れ</td><td>300万円</td></tr><tr><td>3 物件の借入れ</td><td>150万円</td></tr><tr><td>4 財産の売払い</td><td>100万円</td></tr><tr><td>5 物件の貸付け</td><td>50万円</td></tr><tr><td>6 前各号に掲げるもの以外のもの</td><td>200万円</td></tr></tbody></table>	1 工事又は製造の請負	400万円	2 財産の買入れ	300万円	3 物件の借入れ	150万円	4 財産の売払い	100万円	5 物件の貸付け	50万円	6 前各号に掲げるもの以外のもの	200万円
1 工事又は製造の請負	250万円																								
2 財産の買入れ	160万円																								
3 物件の借入れ	80万円																								
4 財産の売払い	50万円																								
5 物件の貸付け	30万円																								
6 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円																								
1 工事又は製造の請負	400万円																								
2 財産の買入れ	300万円																								
3 物件の借入れ	150万円																								
4 財産の売払い	100万円																								
5 物件の貸付け	50万円																								
6 前各号に掲げるもの以外のもの	200万円																								

(一般競争入札の公告)

第108条の3 特定調達契約につき一般競争入札に付する場合における第93条の規定の適用については、同条中「10日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあっては、15日）」とあるのは「40日（一連の調達契約（特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。以下この節において同じ。）のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日。ただし、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨規定した場合に限る。）」と、「新聞紙、掲示その他の方法」とあるのは「岩手県報」と、「5日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあっては、10日）」とあるのは「10日」とする。

(一般競争入札についての公告事項)

第108条の4 前条の規定により読み替えられた第93条の規定による公告は、第94条各号に掲げる事項及び第95条の規定により明らかにしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についてもするものとする。

(1) 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

(2)～(6) [略]

2 [略]

(指名競争入札の参加者の指名)

第108条の6 契約担当者は、特定調達契約につき指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、第104条第2項の規定による通知を行うときは、前条第1項の規定による公示をした日以後、その入札期日の前日から起算して40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前。ただし、最初の契約に係る同項の規定による公示において最初の契約以外の契約に係る同項の規定による公示を少なくとも24日前に行う旨規定した場合に限る。）までにしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日前までに短縮することができる。

(一般競争入札の公告)

第108条の3 特定調達契約につき一般競争入札に付する場合における第93条の規定の適用については、同条中「10日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあっては、15日）」とあるのは「40日」と、「新聞紙、掲示その他の方法」とあるのは「岩手県報」と、「5日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあっては、10日）」とあるのは「10日」とする。

(一般競争入札についての公告事項)

第108条の4 前条の規定により読み替えられた第93条の規定による公告は、第94条各号に掲げる事項及び第95条の規定により明らかにしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についてもするものとする。

(1) 特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

(2)～(6) [略]

2 [略]

(指名競争入札の参加者の指名)

第108条の6 契約担当者は、特定調達契約につき指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、第104条第2項の規定による通知を行うときは、前条第1項の規定による公示をした日以後、その入札期日の前日から起算して40日前までにしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日前までに短縮することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。